

○ 金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件（平成十九年金融庁・財務省告示第三号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第十八条の七            第一号に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する業務は、金融            商品取引法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により            行う業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十六号までに掲げ            る行為を行う業務</p> <p>【二・三 略】</p>	<p>第一条 【同上】</p> <p>一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十五号までに掲げ            る行為を行う業務</p> <p>【二・三 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	